

第6次総合計画と次期総合戦略の一体化について

名称	根拠	違い	日進市の 計画期間
総合計画	地方自治法（～H23.8） 自治基本条例（H19.10～）	○目的：各地方公共団体の総合的な振興・発展等 ・政策・施策・事務事業を全般にわたり網羅的に掲げるもの。	【第1次】 S50年度～S60年度 【第2次】 S59年度～S65年度 【第3次】 H3年度～H12年度 【第4次】 H13年度～H22年度 【第5次】 H23年度～H32年度 【第6次】 R3年度～R13年度（予定）
総合戦略	まち・ひと・しごと創生法 （H26.11～）	○目的：人口減少克服・地方創生⇒第2次では「活力ある地域社会の実現」と「東京圏への一極集中の是正」 ・数値目標や重要業績評価指標（KPI）を設定しなければならない	【第1期】 H27年度～R2年度 （R1年度に計画期間を1年間延長） 【第2期】 R3年度～R13年度（予定）

総合計画

総合計画については、地方自治法第2条第4項において、市町村に対し、総合計画の基本部分である「基本構想」について議会の議決を経て定めることが義務付けされていたが、国の地域主権改革の下、平成23年5月2日に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、基本構想の法的な策定義務がなくなり、市の独自の判断に委ねられることとなった。

◆地方自治法

第2条第4項 市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。 ⇒ 削除

◆自治基本条例

(計画的な市政運営)

第20条 市の執行機関は、この条例に定める基本理念にのっとり総合計画を定め、総合的かつ計画的な市政の運営を行わなければなりません。

◆日進市議会の議決すべき事件を定める条例

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づき、議会の議決すべき事件を次のとおり定める。

(1) 日進市自治基本条例(平成19年日進市条例第24号)第20条に規定する日進市総合計画のうち基本構想部分の策定、変更又は廃止に関すること。

総合戦略

◆まち・ひと・しごと創生法

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること(以下「まち・ひと・しごと創生」という。)が重要となっていることに鑑み、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画(以下「まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)の作成等について定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置することにより、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とする。

(市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略)

第十条 市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)は、まち・ひと・しごと創生総合戦略(都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略)を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画(次項及び第三項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。